ごみ処理施設に関する調査特別委員会(第12回)会議録

平成24年2月22日 午後1時00分 開会

1 出席委員

委員長西口 雪夫副委員長柴田 安宣委員松永 隆志委員笠井 良三委員上田 篤委員町田 康則

2 欠席議員

委 員 田添 政継

3 議長の出席

なし

4 顧問弁護士

弁 護 士 牟田 伊宏

- 5 説明のために出席した者事務局長 松尾 博之
- 6 書記

 書 記 長
 山田 圭二
 書 記 濱崎 和也

 書 記 吉田 将光

- 7 委員会に付した事件
 - (1) 記録提出について
 - (2) 運転状況調査項目について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 8 議事の経過

〇委員長 (西口雪夫君)

皆さんこんにちは。ただいまより第12回ごみ処理施設に関する調査特別 委員会を開催させていただきます。

田添委員は先ほど連絡がございまして、少し所用があって遅れるというこ

とでございますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、議題に入ります。

1、記録の提出につきまして、前回委員会におきまして、JFEエンジニアリング株式会社への記録提出請求の議決をいたしました件については、2月16日付で記録提出請求手続を議長に依頼をし、2月17日付でJFEエンジニアリング株式会社へ記録提出請求を郵送いただいたとのことでございます。本社との郵送でのやりとりに日程を要することを配慮して、提出期限を2月29日といたしておりますことをまずご報告させていただきます。

なお、提出されましたら速やかに委員の皆さんに通知することといたした く存じます。

続きまして、組合から既に提出されました記録の補足説明のために、今回 委員会に松尾事務局長へ出席説明要求をいたしておりますので、書記、案内 をお願いいたします。松尾局長、お願いします。

(説明員入室)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、局長に対します質問がございましたらお願い申し上げたいと思います。

松永委員のほうから何かありませんか。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

今、私のほうで変更覚書というものについてずっと記録とか何かをたどりながら実際の証人尋問等について勉強しておるんですけれども、その中で、平成20年2月の第1回組合議会の折に初めて変更覚書の存在が明確になったわけですよね。そのときに金原事務局長の説明では、なぜそれまでその変更覚書が出てこなかった。そしたら、覚書そのものを見てみるとちゃんと変更の事項が入っているんだけど、それまでずっと示されて議題になって協議してきた中身というのは覚書の概要版だったわけですよね。その覚書の概要版でしていたのは、結局、覚書及び変更覚書については、その答弁では、JFEさんのほうからそれを公表するのは差し控えてほしいというようなですね。その辺の当時の状況というのをもうちょっと確認させてもらおうかな。

〇委員長(西口雪夫君)

局長、お願いします。事務局長。

〇事務局長(松尾博之君)

平成20年当時どういう状況かと申しますと、9月に裁判を起こす議決をいただいて、その手前の議会です。それで私も組合議会の議事録を拝見いたしますと、今、松永委員が言われたような答弁をいたしておるということは確認をいたしております。それで、なぜそのような理由になったかにつきま

しては、今、松永委員が言われたように、やはりJFEのほうからいわば性能の部分のことが変更覚書を出すことによって明らかになっていくと。といいますのは、その当時、うちもそうですけれども、ダイオキシン類の問題のことに端を発して、大型のこれらのごみ処理施設はたくさん色んな方針できていたということからですね、やはりそういった部分のJFEとの協議の中で対応してきたんだろうというふうに推察いたしております。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

松永委員、いいですか。

〇委員(松永隆志君)

わかりました。これについては実際の尋問の中でも確認させていただきたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

事務局長に聞きたいのが、当時はいなかったわけですから記録でしかできないと思うんですけれども、僕はこの百条を勉強することによって、この炉の数字というやつが気になってきとったんですけれども、メーカーのヒアリングということがあって、その中で初めて色んな各種の炉の数字とかヒアリングを取り交わしたことが出てきておりますけれども、それで見てこの炉の一長一短がわかるわけですけれども、あのヒアリングにおける状況というんですかね、そこに出されているデータのやりとりということは、そこにヒアリングの資料として出されていること自体はメーカーから取り寄せた品物であると思うんですけれども、そこら辺の信頼度合いというのはどれぐらいのもんだったのかなということで、それがちょっと気になったもんですから聞くわけですけれども、わかりますかね。

〇委員長(西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

これは推察の域を達しておりません。私のですね。それを踏まえてご答弁申し上げますけれども、やはり当時、先ほど申しましたように、大型炉の建設ラッシュ時期といっても過言ではない時期であったということを推測いたしております。その中で、一連の報告書の中で各メーカーから色んな処理方式に基づく一覧表を取りまとめていったという経過が最終報告しか残っておりませんけれども、やはり各メーカーから取り寄せて、それを信じざるを得ないだろうと。といいますのは、それに対応する技術自体が我々行政側に持

ち合わせているかといえば、なかなかそこまでは域に達していないと。それ こそ専門の専門だという部分の仕事であったろうと。といいますのは、例え ば、新庁舎を造るとか、あるいは体育館を建てるとか、そういった部分につ きましては技術の蓄積が行政側にはありますけれども、こういった大型炉の 建設に関する技術の蓄積というのは、当時には恐らくなかったであろうと推 測いたしております。よって、各メーカーから出された数字を出されて信じ て比較をしていったというふうに推察をしております。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

ヒアリングということは聞き取り調査ということが主力だろうと思うんですけど、各メーカーから取り寄せた資料に基づいて入札前の機種の決定をするに当たっての調査をされたと思うんですけれども、全部のメーカーの聞き取り調査をされたんですかね。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

最終報告書をまとめるに当たって、どこまでどのような方法で調査されていたのかということにつきましては全く私も存じておりません。あくまでも最終報告書に基づいて機種選定小委員会で機種を本来決めるべきところをやはり決め切れなかったということから最終的には入札という結果にゆだねていったんだろうと。といいますのは、サーモセレクト方式も含め、大枠でガス化改質及び溶融方式でやるんだと。それをどのメーカーでやるか、新日鉄の形式といろんな各社によって形式が違いますから、そこまで決め切れなかったというのが実態じゃなかろうかなということで、最終的には議会等に説明する責任、あるいは構成4市にお住まいの市民に対する説明等もあり、明確な方法でやはり入札という手段をとったんじゃなかろうかというふうに私としては理解しております。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

いいですか。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

今、松永委員から聞かれたことと同じことなんですけれども、僕も応札条件から覚書、それから変更覚書を20年2月に初めて確認したことがあるんですけれども、今までそれまでは概要版という形でどっちともとれるような

書類が出とったんですけれども、それで今、陳述書等を見ますと、そこら辺の今までの流れということが大体わかってきたんですけれども、どうもその流れの中で、やはり僕にとってはどうしても、メーカーは多分情報を公開されれば、企業秘密というものがまだ過渡期の状態ということも考えればある面理解をするところも結果的にあるんですけれども、もう少し3年に一遍の切り替えの時期にぎりぎりのときに初めて出してきたということからいけば、造ってから3年間ほとんど隠したままできたと。だから組合とすれば、そこの表明をされた中身の知るよしもないということで、それを出された時点でびっくりしたと。何でこの応札、性能発注方式の入札ですから、それに伴う性能保証ということがあって、それを出されなかったとなれば、その発注方式の信憑性そのものが隠されとったという形になるもんですから、そこら辺がどうしても合点がいかんわけですけれども、再度そこら辺がどういうふうなのか。その差というのは変わんないという説もあるんですけれども、僕はどうしても差があるような気がしてならないんですよ。そこら辺の2つは、もう1回お願いします。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

ただいまの議会に対する情報提供、なぜ出さなかったのかということに関しましては、私、現在事務局長いたしておりますけれども、当時の状況がよくそこら辺の部分はつかめておりません。私のほうは昨年まで諫早市議会の対応で担当をいたしておりましたけれども、私どもは結局情報公開請求という部分を頭に置きながら、まず議会にそういった資料を出すのが先で、その後、市民に公開をしていくというのが基本に。本当は逆なんでしょうけれども、対議会の運営等についてはそのように頭に入れておりますし、そういうふうに教育を受けてきたという部分からして、なぜそういうふうな議会への対応の仕方をしたのかというのは、私としては何とも言いようがないということで答えにかえさせていただきたいと思います。

〇副委員長(柴田安宣君)

以上です。

その違いは、まあいいです。後でまたあれします。

〇委員長 (西口雪夫君)

笠井委員、何か質問ございませんか。はい、どうぞ。

〇委員(笠井良三君)

私は覚書の内容等に事務局から以前にちょっとお聞きした部分がありまして、それで変更覚書が何ら数字的に変わる根拠はないんだということでした

ので、その辺をもう少し詳しく聞きたいなと思っているんですがね。

〇委員長(西口雪夫君)

局長よろしいですか。局長。

〇事務局長(松尾博之君)

今の笠井委員の質問の件に関しては、昨年の12月19日でしたか、JFEを被告とする裁判の過程において損害賠償請求額と、それからただいま言われた変更覚書の額が、相違があると。それと、議会終わりましたけれども、追加請求した場合、それが逆転するんだという部分のことかなと思うんですけれども、その辺についてホワイトボードを使って説明してみてよろしいでしょうか。

〇委員長 (西口雪夫君)

どうぞ、お願いします。

〇事務局長(松尾博之君)

ただいまのご質問の件なんですけれども、請求額というのは今、裁判所に出している損害賠償請求額です。17年から19年度までの3年間は19億7,683万563円、内訳としましては、用役費が17億4,226万563円、別の補強工事で2億3,457万円掛りますので、その合計額が19億7,600万円ということです。それで変更額、昨年12月に説明しました変更覚書に基づく損害賠償、カロリーとかなんとかですね。綿密に計算していったら、用役費に18億1,914万9,191円になります。それで、この補強工事の分は変わりませんので、結局、この用役費の差がここで出ていると。20億5,300万円と19億7,600万円のこの差が出ていると。

変更覚書の賠償金にしても、前提条件はもちろんありますけれども、それはちょっと置いておきまして、そして、20年度から22年拡張請求した場合、11億4, 162万3, 704円。それを変更覚書でもらったら9億7, 973万7, 000円になる。

つまり何を言いたいかといえば、これの場合、こちらの最初の3年間の場合は変更額に基づく金額が高いけれども、残り3年間の場合では逆転していると。これが何でだろうかというのが笠井委員のご質問だと思っています。これが同じようにこっちが高ければ何ら問題ないけれどもなと、何でやろうかという部分のご質問かというふうに考えております。

なお、この請求額はあくまでも実費マイナスの応札条件ですね。応札条件の差です、単純に。こちらの場合は変更覚書に基づく組み立てではじき出したものです。

なぜ差があるかということは、はっきり申しましてガスのカロリーです。

ガスカロリーが異なっているために、ガス、電気、そこら辺の使用量が変わってきていると。平成17年が1, 998kcal、ごみ質ですね、キロカロリーです。平成18年は2, 074kcal、結構よか、よかていえばおかしいですけど、約2, 000kcalに近い数字でごみカロリーが年4回調査しての平均でこの金額になったと。

片方のこちら側は、前提条件は全く一緒ですけれども、このごみカロリーが違うことがガスのあれに変わってきていると。平成20年が1,653、平成21年が1,903kcal、平成22年が2,060kcal。こちら側の変動額の算定に当たっては、あくまでもごみカロリーの質が一番の基準になるものですから、これは実質なんですよね。年4回、21年から6回していますけど、その平均数値がこのような格好で、向こうは前半の3年間の部分はほぼ2,000kcalに近いごみ質であったと。それが、こちら側になれば1,653kcalとか1,903kcal、この数字をもとに計算するものですから、これの数字に結果的にはなったと。

なぜこの違いが出てきたかといえば、19年度にJFEの責任において改良改善工事を行っとっとですよ。その結果、こういった下がるような結果になってきて、その間の費用がこの金額になったと。算定方法はこれに基づいてガス代、電気代も全部出していきますので、こういうふうな結果になると。これはあくまでも、先ほど言ったように実費から応札額を引いた単純なものです。

それで、実は拡張請求するときにも、弁護士さんとどっちでいくかいという話もしております。ただ、やはり最初の損害賠償請求額はあくまでも実費から応札額を引いた金額で出しているものですから、今回もこの金額で出してきていると。合計すれば8,000万円ほど違うような金額になるものですから、合計すれば、こっちが31億1,800万円、こっちが30億3,300万円、8,400万円の差なんですけれども、実費から応札分を引いたほうが合計額は高いので、このままこの方法でいこうということで拡張請求を出させてもらっていると。

ただ、これの欠点は何かといえば、この間の議会でも説明したように、ガスの単価を全然考慮しとらんとですよ。あくまでも実費ですので、うちが支出した金額から応札で引いた分を損害賠償請求をしていると。本来であればガス代の変動が激しいものですから、最初に約束した量に基づけばかなり正確に出るんですけれども、そういったのは上のほうは全く管理していない状況で裁判を起こしよるということです。

説明したように、ガスの使用数量は年々下がりよっとですよね。けど単価は上がっていると。そういうのを全く考慮しなかったのが今、出している損

害賠償請求です。そういった要素も色々絡んでですね。ただ、基準になるのはあくまでもごみ質のカロリーですので、それを基準にしてこちらが下がっていったという結果になっているということです。これが逆転現象を起こしている。実はうちもわかりにくい部分なんですよね。

ただ、こちらは積み上げでやっているものですからこのような結果になっています。こちらはアバウトに実費の総額から応札額を単に引いたという格好です。こっちも最終的な計算をして、最終的に応札額から引いて損害賠償額がこの金額ですよという、やり方は一緒なんですけれども、あくまでもその前提条件が綿密なごみ質のカロリーに基づいて計算していきよるということから、このような現象になったということを12月にちょっとお話し申し上げたところでございます。この計算方法はずっと山んごとあります。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

わかりました。ただ、この今、赤ペンで書かれている平成17年から19年、それから22年までのごみのカロリー、これはJFEと共通の数字が同じように相手もそう思っているというふうに理解していいんですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

実はその辺についても裁判で争っておりまして、JFEは毎日ごみカロリーを計算されています。うちの場合は、今、年6回予算を組ませていただきまして、他の専門業者に委託してごみカロリーを出しているということで、それぞれ持っている数字が違います。けど、うちの場合は公共の認定を受けた外部機関に委託していますので、うちのほうが正しいんだということを裁判所では主張しております。

〇委員長(西口雪夫君)

いいですか。私からすみません。その17年の1,998kcal、それを調査した中で、結局排水処理は元々無放流ということであったはずが、濃縮してきて排水をピットに入れたと。その辺はもっと加味すべきじゃなかですかね。その辺は加味されないんですか、カロリーとして。局長。

〇事務局長(松尾博之君)

17年から20年度までは年4回の調査で、21年から多分6回にしているかと思いますけれども、あくまでも平均値をとるのが目的であって、特殊な要件の部分で抜いてもそれは何ら参考にはならないということで、あくまでも平均値ねらいでいっています。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

裁判中でそれぞれの立場が違うところで、その数字も違ってくるということは理解しますけれども、今、出されているこの組合から第三者機関のほうに頼んでいる数字が裁判所で言われている、正確だろうと思うんです。 JF E さんが出されている数字は似たようなところなのか、全然違うのか、そこら辺の裁判所での主張の差は幾らか違うだろうと思うんですけど、そこら辺はわかりますか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

それについては、従前お出しいたしました第5回の2分の2に、毎日のごみカロリー(「これですね」「第6回」の声あり)第5回の2分の2の右のほうの白枠のごみカロリーですね。(「真ん中辺ですね」の声あり)真ん中辺のごみカロリーの白枠がJFEから提出されたごみカロリーの数値です。そして、右のピンクで塗っている部分が下のほうに年4回と書いています。これは組合が測定している分。

次のページをお開きください。

これの下のほうに書いてありますけれども、JFEの5月27日のところの2, 410kcalというのがうちの測定数値で、あとJFEさんは、平均値ではというのはしておりませんけれども、このような数値の違いはあるだろうというふうに思っています。

それで、うちの変更覚書に基づく下のほうの数字を出したのは、あくまでも組合が測定している分の平均値で計算をし、このような結果になっています。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

笠井委員。

〇委員(笠井良三君)

平成20年の1, 653k calですか、これは何でこれが特別下がっているんですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

そこら辺についてはすみません、私も何でやろうかいと思っております。 極端に下がっとるもんですから。(「その年だけですね」の声あり)はい。 4回の平均で出せばこの数値になるということを確認はいたしておりますけ ど、原因まではつかめておりません。

〇委員(笠井良三君)

その分が下がった分だけ金額が下がっているのかなと、額が。額が下がっていると。結局19億円から11億円に変わったというのは、それはこっちの用役費が幾ら、補修費が幾らというのは書いていないんですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

失礼しました。11億円すべて用役費のほうです。

〇委員(笠井良三君)

用役費ですね。

〇事務局長(松尾博之君)

はい、すみません。

〇委員(笠井良三君)

もう補修費はないと。

〇事務局長(松尾博之君)

はい。

〇委員(笠井良三君)

そうした場合に、ただ単にあそこのカロリーが違うだけでこういう数字が変わってくるのかなと私は不思議に思うんですが、そこだけ同じ2,000 ぐらいになればほとんど変わらんのだなということですよね。この量というのは、単価は変わっても量というのはずっと毎年それは性能によって変わっていくところであるだろうし、下がってくるのも当然だろうと思うんですけれども、その辺がちゃんとした根拠に基づいた数字になっているのかというのが私は不思議でならんわけですよね。要するにあれだけ下がったということは、もう燃料それだけ使いよらんのだよと。(「いや、使いよるです」「使いよるけんが」「ごみ質が悪いから」「量が下がったじゃなかでしょう」「ものすごく燃料使うでしょう」「単価は上がっとるというわけでしょう。量は減っているでしょう」の声あり)

〇委員(笠井良三君)

この前の数字もらったので見れば、そうですね、最近上がったですね、上がったのはね。それまで単価の移動は余りなっていないというところでしたね。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

今、言われたように、単価は、前半は余り変わっていないんです。量がやはり補修工事する前はかなりの使用量があったと。(「あったとね」の声あり)はい。18年が5,924t、そして、今が3,200tまで下がっていますので、量的にはがくんと下がっていってはおります。単価は逆です。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

局長、1回お尋ねをしよったんですけれども、変更覚書の中で、3年分の1年で計算をすれば1年分4億8,700万円ですかね。それに人件費と補修費という数字なんですけれども、例の助燃剤の薬品等がありますよね。説明によれば、約1億円近くの品物。それと、応札条件でいけば、15年で30億円の維持補修費という数字が出されて年間に2億円という数字だったんですけれども、今度議会でもかけられて、例の補修費が2億8,000万円だったですかね。とすれば、金額的にそれが変更覚書に基づいた数字なんだという説明がこの間あったもんですから、その足した用役費等は外した助燃剤、それから維持補修費ですね、ヒアリングの中では定期検査も含むというふうな数字になっとったですけれども、それの扱いはトータル的に4億8,700万円で全部入っとると。人件費と補修費、助燃剤、それから水道、灯油、あれが用役費に入っているかどうか記憶はしていないんですけれども、そこら辺はどういう形で入っているか。

〇委員長(西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

ただいまのご質問が幾つか分かれておりましたので、細分化してお答え申 し上げますけれども、最初の出されたこの年間経費内訳書に基づいて契約等 も行っております。この基準額でいけば、幾つに分かれているかといえば、 用水費、電力費、ガス料金、年間運転管理費、維持管理費、副産物と、これ だけこの年間経費内訳書には分かれております。

その中で、用水費と電力費とガス料金につきましては直接払いということで組合から負担をし、毎年予算決算をお願いしておると。(「用役費」の声あり)用水費、用役費の関係ですね。用水費、電力費、ガス料金というのは組合からそれぞれのメーカーに直接払いをしていると。九州ガスとか九州電力とかですね。それとあと、年間運転管理費、それから維持管理費、この2

つにつきましてはJFEと契約を結んでおります。副産物も若干あるんですけれども、これも一部運搬費はうちのほうで負担しておりますので、純粋にいえば、年間運転管理費と維持管理費をJFEと契約を結んでいると。その年間運転管理費の内訳が年間人件費、それから、ただいま言われた薬品費、排ガス系、排水系、余熱系、ガスですね、これは運転管理費。(「直接払いということですね」の声あり)直接払いです。

ここに書きましたのは、処理費として JFEから出されました平成14年 10月、裁判の基本となっています年間経費内訳書、これをあらわしたもの です。この中の年間経費内訳書をわかりやすく書けば、水道、電気、ガス、 運転管理費、維持管理費、副産物で構成されています。それで、この運転管 理費の中には、今、副委員長が質問されました人件費、薬品費の2種類が入 っているということでご理解ください。それを年間経費内訳書の数字を出せ ばですね、水道代が3、397万5、000円、次ずっとあって、人件費が 1億6,100万円、3,672万円、175万円。これが合計すれば年間 経費内訳書の出されました5億8,652万8,000円になりますよと。 年間経費内訳書に出された分ですね。それで、これに消費税の1.05をし まして6億1、585万4、400円、この数字が裁判の基本となっており ます。実費から6億1,585万4,400円を引いた分が損害額ですよと いうのを出しております。それがこの数字です。例えば、17年度は11億 4,016万9,000円掛って、この基準額6億1,500万円を引いた 5億2,431万5,000円が超過費ですよということで裁判の基礎とし ております。

それとあと、今、副委員長が言われた分につきましてですけれども、ここの部分について、JFEと運転の維持管理を委託契約しております。これが変更覚書でどうなっているかといえば、この数字と今度かけ離れていきます。甲第10号証の4ページをお開きください。そこに上から5行目、④のところに、「3年間の総額を14億6,100万円以内とする。」と。つまり運転管理と維持管理のここの部分の3年間を14億6,100万円、年に直せば4億8,700万円、この分だけですね。という変更覚書に基づいて3年に1度更新を結んでいると。それで、債務負担行為を起こしているのは、その14億6,100万円の下に余白のあるところに「20%相当額の増額を上限として認めるものとする。」ということから、これに1.2倍した金額を債務負担行為額として予算を毎回上げているという流れになっております。あくまでも現在JFEと結んでいる土台になるのは、変更覚書のこのところから毎年の予算をお願いしていると。裁判のこれとは全く別にですね。そういう流れになっております。

それで、我々としては、今、裁判でこういうふうな金額を基に請求しているものですから、裁判が終わると同時にこの覚書自体も改めて見直しをしなければいけないだろうと、裁判の結果に基づいてですね。その構えは事務局自体が頭の中に入れております。この数字自体が果たして正なのかどうかを今、争っていますからというところでございます。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

先ほどのことでもう1つ、さっきごみ質をちょっと言われた点。これは甲第13号証の7ページ、石河環境エンジニアリングの4年間の報告のまとめですね。そこの7ページの(3)がごみ質となっていますね、上の報告ですね。それで、その実際の状況ということで、17年度第2回が1,630kcalと。そして、その次についての説明が、下のほうに※印をつけて、17年度第2回の1,630kcalは、JFEが水をピットへ大量投入したことからごみカロリーが低下したものであり、投入がなければ基準ごみより高い数値であった。と書いてあるんですけど、これはわかるんですが、先ほどの20年度の第1回が1,240kcalになっていますね。そして、第3回が1,680kcal、あとは1,840kcalなんですけど、それで平均で1,653kcalに下がっていますね。この1,240kcalというのは、ここの17年度ピットに水を入れているときでもこれぐらいになるんですか。この1,240kcalというのは本当に理由がつかないのかなと思って。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

ただいまの1,240kcal、第1回の分ですね、これは私もわかりません。どうしてこういう結果になったのかですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

いや、ここをずっと読んでいって、石河さんの中にも、ピットに水を入れるということは普通考えられないのに、それも大量に投入して、それで1,680kcalなのに1,240kcalというのは、これは間違いじゃないかなと思うと。正直言って、この1番、評価のところで「20年度においては発熱量の低下がみられた。」と書いてあるんですけど、この1,240

kcalというのは本当にそうなのかなと。ピットに水を入れたときでさえ 1,600 kcal なのにと思ってですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

20年度の第1回につきまして、恐らく転記ミスじゃなかろうかといういろんな要素もあるかと思います。ただ、ここできちっとした報告書として出され残されている以上、だれでもこれを作るときにおかしいと感じるものですから、恐らく確認はして、やっぱり間違いなかったということでここに記入しているというふうに、だれから見ても明らかにおかしいということはわかりますし、確認をしたんだろうというふうに思います。それでもこの数字が残っているということは、私は確認の上、1,240kcalというのが間違いないんだということでこれに記しているんじゃなかろうかというふうに考えます。

以上です。

〇委員長 (西口雪夫君)

1点よかですか。局長すみません、私のほうから。

甲第11号証の2ページ、ここに、ごみ処理可能量と下に図がありますね。これがちょっとわかりにくくて、後で甲第18号証の土井さんの説明、後ろから2ページ目です、甲第19号証の手前2ページです。ここに、ごみ処理性能曲線が説明されています。これを見たらわかりやすいんですけどね。(「横のこれ」の声あり)はいはい、そうです。一番上の図の左側を見ればわかりやすいんですけれども、これは、この処理可能量というのは、処理能力は120t近くを処理できましたという報告で理解していいんですね。100t以上。この土井さんの説明ありますように、この性能曲線は1日100t以上の処理能力ができましたということと理解していいんですね。はい、局長。

〇事務局長(松尾博之君)

これは裁判に提出された図表でございまして、土井さんの後に陳述書出ておりますけれども、実はこれは実質ではありません。なぜこれをつけたかといえば、JFEのほうは80, 665 t、2, 000 k c a 1、1点保証を言われていた分に対して、80, 665 t の内訳は1 日当たり221 t と。それに365をかければ80, 665 t になるものですから、その221 t 出ればいいんだという論調に対して、原告のほうからは、当初の設計はあくまでも3炉1 日300 t が基準であったはずだということの証明をするための表でございます。特に表2につきましては、計算上、理想の形で持っていけば、2, 000 k c a 1 では3炉を運転すれば処理能力は356 t 処理で

きる計算だということをあらわすためにこれをつけております。 2 , 000 k c a 1 ではですね。

ところが、そこに書いてありますが、PSAと書いてあります酸素能力等の問題で、2, 800k c a 1 になれば公称能力より若干下がりますよと。やっぱり 2, 000k c a 1 が一番の理想の姿ですよというのをここであらわしているということでご理解ください。これは、この施設の計算上の処理能力は 300 t じゃなくて、あくまでも 2, 000k c a 1 では 356 t 燃えるはずじゃないですかということを訴えたいがためにこの表を作って、裁判所に提出しているということでございます。

〇委員長 (西口雪夫君)

ありがとうございます。(「もう1ついいですか」の声あり)はい、町田 委員。

〇委員(町田康則君)

先ほどのところで、先ほど甲第13号証の7ページと言いましたね。今度は第8ページ、そしたら、言うなればごみの質が低質のごみであったと言うんだったら、普通だったら、このLNG、天然ガスは当然上がってきますよね、水分を含んでいるわけですから。それを燃やすためには当然ガスのほうはもっと要るわけですから。ただし、20年度はその前に比べてLNGにしてでも何でも上がっていないんですよ。下がっているんです、逆に。だから私は、先ほどの1,240kcalというのはおかしいんじゃないですかと言ったんです。

それと、私ずっと調べていって、確かに20年度にスラグ融点降下剤を使っていました。そのおかげで安定してきたというのは、色んなものに、書いてあったんですけど、やっぱり少なくともごみ質がずっと先ほど、もう今、消されましたけど、ごみ質が悪かったら当然それに対する色んなものは上がっていくというのが思っていたのに、ごみ質が悪いのに、実際上、天然ガスにしてでも何にしてでもそんなに上がるどころか下がっている。そしたらごみ質というのは何だとなるんですよ。本当にごみ質で、ごみ質が悪いから高くなると思っていたんです、ごみ質が悪かったら。キロカロリーが少なかったらですね。そこら辺はどうなるんですか。

〇委員長(西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

ごみ質とLNGとの関係ですけれども、19年度にLNGが改善改良工事をされましたので、LNGの数量についての比較は基本的には全く別物というふうに我々はとらえています。改良前と改良後については使用量が全然違

いますので。それが第1点。

第2点目が、20年度のごみ質に関して、水を入れてと言われましたけれども、水かどうかははっきりしておりません。というのは、このごみ質調査については、200kgの(「17年度でしょう、水を入れたというのは」「水入れたというのは17年度」の声あり)先ほどの発言の中で、水を入れたから1,240と言われたのでは。

〇委員(町田康則君)

いやいやいや、1, 630 k c a 1 に対して7ページに書いてあるのが、「<math>17年度第2回の1, 630 k c a 1 は JFEが水をピットに大量投入したことからごみカロリーが低下した。」となっているのに、それ以上に、<math>20年度の第1回は1, 240 k c a 1 になっているから、これは間違いじゃないですかと。僕は投入したと言っていないですよ、間違いじゃないですかということを言ったんですよ。

確かに平成19年度、17年度から18年度にかけて、色んな4つの装置についての改良補強工事をしています。19年度に20年度の3月までで改善改良工事を1炉から3炉まで全部しています。それによって、改良工事をして確かに安定するようにはなったかしれないけど、高止まりのままで、下がっているという感じはないと思っていたんです。(「コストが、でしょう」の声あり)うん。だから、LNGが下がっているのに実際上はごみ質が悪い、低い状態なのに上がっていない、LNGとかなんとかのコストは下がっているというのはちょっと合わないんじゃないかなと思ったんです。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

先ほども申しましたように、1, 200 k c a 1、20 4 e e o 81 回がなぜそのような低下した数値をあらわしているのかは、先ほども申し上げましたとおり、その原因は私もわかりません。ただ考えられるのは、サンプルを年4回以上しなさいというのが国からの通知で決まっております。それで、<math>200 k gをとりまして、その中から試料を砕いていって調査をしていくと。これは議会でも答弁いたしましたけれども、まず水分を抜かして、それからいろんな部分をしてやっていくという行程の中で何らかの要素があったのかなということしか言えません。

〇委員長(西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

そのごみ質の検査なんですけれども、あくまでも年に4回やって、例えば

20年度の1,240kcal、これもたまたまそのときが1,240kcalであって、その前後長いことそれぐらいの数字だったというわけじゃないわけですよね。その日だけの検査結果でしょう。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

その日だけの検査結果です。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

この第6回提出の甲第52号証、改善改良工事についてということであるんですけどね、この改善改良工事についてのJFEから組合への説明はあったんですか、なかったんですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

甲第第52号証が提出された以外の部分については報告もあっていないというふうに聞いております。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

この甲第第52号証、これについても説明あっていないんですね。提出されたこの書類に基づいた説明とかは。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

すみません、この提出されたことに対する説明があったかないかのことに つきましては存じておりません。あったかもしれませんし、なかったかもし れません。そこはわかりません。

〇委員長(西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

この改善改良工事の費用が幾ら掛ったのか、だれが払ったのかというのはわかりますか。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

幾ら掛ったかのことにつきましては承知しておりません。報告もあっていないようです。(「ああ、そうですか」の声あり)それで、どこがしたかにつきましては、JFEが行っております。(「わかりました」の声あり)

それにつきましては、吉次管理者の陳述書の中に書いてありましたとおり、書類を投げつけるまでしたと、投げつけようと、本社に行ってですね。そういった陳述がなされておりますので、やはり補強工事をしても処理能力が変わらなかったということから管理者が強く要請をした結果、JFEの責任において改善改良工事を行われたということで、うちが費用を負担していないものですから、それ以上の説明とかは多分なか、これが提出されたときにあったかどうかまで含めて存じておりません。(「あともう1つ、委員長」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

甲第第18号証の15ページ、土井勝好さんの証言、一番下に(1)とありまして、人員が当初二十数名、蓋を開けたら50人とあるんですけれども、これは、この人件費については応札とかなり違いは実際出てあるんですか、委託料などで。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

まず、土井さんの証言の今、言われました倍以上の人数が掛っているということについては、現在もそのような状況でございます。というのは、交替制でやっているものですから、24時間操業ということで、やはりそれだけの人数は要るのかなと思っております。ただ、先ほど言いました人件費の中、1億6,500万円、損害賠償請求におきましてはトータルでやっとるものですから、あくまでも応札された金額に基づいて、つまり二十数名の金額で、その差額の分については損害賠償請求をしておりますけれども、この今、現在契約している分について、それがどれだけ入っているかということは、あくまでも変更覚書で総額で先ほど金額4億8,700万円で決まっておるものですから、それがどのように割り振りされているのかというのは承知いたしておりません。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

同じく今の15ページのことですけれども、じゃ、ここに書いてある土井 さんの20数人が50人になったというのは、それはちょっと勘違いという ことですかね。

〇委員長 (西口雪夫君)

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

これを読み砕けば、当初応札では20数名だったというのが、操業を始めれば50人ぐらいに大幅に増加しているということで、そこら辺を指摘するためにここ書いているんだというふうに思っております。(「はい、わかりました」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

1点いいですか、すみません。副管理者の吉岡選定委員長さんが最終的に委員会で報告をされていますね。そのときに報告の中にストーカプラス灰溶融の方式よりガス化改質方式のほうが発電量も多いということを言われております。そのあれが多分甲第36号証の7の15ページ、7回目の提出資料です。(「5号やろう」の声あり)いや、まず7でいいです。

7の15ページ、これのここで言われた数字が、多分これは、ちょっともとに戻って甲第36号証の5のヒアリング結果の2ページ目の数値を基にして書いてあると思うんですね、ここにあったやつもありますので。(発言する者あり)甲第36号証の5のヒアリングの報告がありますね。メーカーヒアリングの結果報告ですね。これを開けて、ここの並びのやつに川崎製鉄と新日本製鐵2つ並んでおりまして、この足して2で割った数字がこの数字になると思うんですよ。下から4列目の下から4つですね、発電量の2,679と3,400、これを足して2で割れば3,040ですね。すみませんね、よかですか、私そっちに来ましょうか。(「どこですか」「甲第36号証の5やろう」の声あり)5のヒアリング。(「1ページ目の」の声あり)その1ページ目の後ろ2つ。そうそう、そこそこ。(「ここやろう」の声あり)(発言する者あり)(「H社と I社」の声あり)

ここの数字というとが、H社とI社を足して2で割った数字がこの熱分解ガス化の数字になっとっごたっですもんね。数字がですね。そして、ストーカのほうは2,350の発電と消費電力が2,389、こいも、ちょうど報告の中で副管理者がこの数字を述べていらっしゃいますもんね。で、電力がこっちのほうが有利であると言われておりますけれども、その結果はこれですかね、この前いちばん最後にもらいましたごみ処理施設に関する調査特別委員会最後のエンジニアリングのやつの後ろから23ページのこっちの右側の上のほうに「1.5MWガスエンジン発電を設置し、製鉄所に販売する燃

料ガスの一部を使用してガスエンジン発電のデモンストレーション運転を実施をした。」とありますね。このデータを出されていると信じていいんですかね、理解していいんですかね。このときのデモンストレーションでの結果がこの数字に出とっと見てよかっですかね。(「ああ、そうですね」の声あり)デモンストレーションしたとしてあって、ほかにはこの数字は出る可能性のあっとかなと思うですね、と理解していいんですかね。

局長。

〇事務局長(松尾博之君)

その点に関しましては、JFEに聞かないと、私たちとしてもそれがこれだということは明確に答え切れません。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、書類を請求していますから、きちっとまだわかりますね。はい、すみません。

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

私もこれをずっと見よって同じようなことを考えとったっですけれども、 IFEさんがガスエンジンの発電能力ということで示されているのが、この ヒアリングに出されている川崎製鉄のここに出てきております、今、新日鐵 の隣の分が初めて出されてきているんですよね。第5回目の機種選考小委員 会の資料として出されて、これはヒアリングの数字が初めて電気が出てきた と。これを調べてみますと、JFEは半年間ですか、たしか。一廃をされて、 そのときにデモ機械で発電のテストをしただろうと思うんですよ。もう産廃 になったら、今、産廃の焼却場になっているわけですから、現在見た範囲内 では自家発電の機械は設置していないわけですから、あったのは一廃のとき のデータだったろうと思うんで、そうすれば、これから基づいて引き出した のがこの数字だというふうに僕は理解しとったんですけれども、もちろん I FE じゃないわしらにとってはわからんところがあるわけですけれども、こ れだけ発電効率が高くて高いガスエンジンの発電で燃料電池が考えられると いうぐらいに自信を持った数字を出されて自信を持った報告をされていると いうことからいけば、あながちこれは、この数字がデモ機能、運転のときに 出たのかなと思うんですけれども、そこら辺はわからっさんでしょうけんね。

〇委員長(西口雪夫君)

この件は資料が提出されてからまた検討しましょう。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

どうも今日は局長、体調の悪い中に本当にすみません、長時間にわたりま してありがとうございました。

(説明員退席)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、続きまして、組合に請求する記録について今回何かございますか。 もしあれば今、挙げていただいて。上田委員。

〇委員(上田 篤君)

次の3点の資料をお願いしたいんですが、1つが、予備性能試験要領書、 2つ目が、引渡性能試験要領書、3つ目が、緊急作動試験要領書、この3点 お願いしたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、上田委員のほうから予備性能試験要領書と引渡性能試験要領書、そして緊急作動試験要領書の提出請求があっておりますけれども、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、今の3点、予備性能試験要領書と引渡性能試験要領書、そして 緊急作動試験要領書、その3つを請求いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

それでは、記録の提出請求は以上で終わります。

続きまして、運転状況調査項目について説明させていただきます。

前回、委員会におきまして、JFEエンジニアリング株式会社が当施設と同時期である平成17年に建設稼働されました同種のサーモセレクト方式である岡山県倉敷市の水島エコワークス株式会社の施設、徳島県阿波市の中央広域環境施設組合の施設、埼玉県の彩の国資源循環工場の運転状況について、当施設との比較のため調査を行うと議決をいたしました。その調査報告については、以前、もう1つの柴田委員長の調査特別委員会のほうで視察が行われました際の資料と同じイメージでという意見がございましたので、議長へ当時の資料の写しを提供依頼をし、本日入手いたしてお手元に配付をいたしております。目を通してください。

書記、この資料につきましての補足説明をお願いいたします。

〇書記長(山田圭二君)

今、委員長のほうから話ございましたが、こちらはガス化溶融改質方式の 炉の有用性を研究する調査特別委員会の視察研修ということで、平成22年 11月1日から2日にかけて3つの施設を視察に行かれた分です。ここにい らっしゃる委員の5名の方はこれに参加されたかと思いますが、笠井委員と 田添委員に関しましては初めてご覧になる資料かとは思います。

この研修の目的と申しますのは、組合施設と同じガス化溶融施設で方式の 異なる3施設の処理経費等の現状と運用上の問題点等を調査という目的をも とにこの視察研修資料というのは視察に行かれる前に事前に組合はこういう 形での状況でしたというのを提示し、先方のほうには空欄で出しまして、回 答をいただいて、研修資料として作成された資料となります。こちら写しと いうことで、3施設、山口県の宇部市と玄界環境組合の古賀清掃工場と宗像 清掃工場ということで3つ今回議長のほうから提供を受けております。これ を基に今度調査される項目の検討をしていただければということです。よろ しくお願いいたします。

〇委員長 (西口雪夫君)

ありがとうございます。この資料について、書記のほうに質問の方はいませんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、資料をご覧いただきながら、運転状況調査項目について検討を いたしたいと思います。

まずは調査年度でございますけれども、直近であれば決算まで確定している平成22年度の状況と思われますが、ご意見はいかがでしょうか。 (「はい、それでいいです」の声あり)では、22年度を調査するということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

22年と21年とをお願いします。

〇委員長 (西口雪夫君)

2年間ですか。22年と21年の2回、2年分をと言われますけど、どうでしょうか。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

先方もこれ書くって大変な作業ですから、22年なら22年と1年に絞って、先方にはあれしたほうが、向こうも調べる手間はね。

〇委員長(西口雪夫君)

こちらはお願いする立場やけんね。

〇委員(松永隆志君)

お願いする立場やけんがね。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、松永委員のほうから、もう22年度のみに絞ってどうかというご意見 でございますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、22年度を調査させていただきたいと思います。

続きまして、各項目で皆さんにご意見お願い申し上げたいと思いますけれども、施設概要のちょっと真ん中より下ですけれども、中継施設名称と施工会社、建設事業費、この辺はよそにあるのかどうかわからん項目、これほかの3つと比べましたらどこもないですね。ですからこの項目は必要ないんじゃないかなという思う気があるんですが、いかがでしょうか、これは。(「必要ないですね」の声あり)ですね。では、この辺は外して調査をさせていただきたいと思います。

ほかに何かこの資料につきましてご意見ありましたらお伺いしたいと思いますが、ありませんか。

〇委員(松永隆志君)

このまま今のを、外してこちらの状況と向こうの比較ができる、それがいいと。ただ、あまりこの項目、ほかのところはあまりいじくらんほうが。

〇委員長(西口雪夫君)

そうですね。じゃ、この分を書記のほうにお願いして調査をしていただき たいと思います。

次に、今後のスケジュールについて諮りたいと思いますけれども、次の委員会をまず決定させていただきたいと思います。13回を一応前回の委員会で平成24年3月21日午前10時から計画をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

それでは、次回の開催を平成24年3月21日午前10時からに決定いた します。 ほかに何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

ないようでしたら、今日の第12回の委員会を閉会させていただきます。 ご苦労さまでした。

(午後2時18分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会 委員長 西口 雪夫